

## 【viii 母子保健課関係】



# 1. 妊婦健康診査等について

## (1) 妊婦健康診査支援基金について

妊婦健康診査支援基金は、妊婦が必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されている5回分を除き、9回分の費用を公費助成（国1/2、地方1/2）しているところである。

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成24年度も引き続き、妊婦健診に要する費用を公費助成する必要があることから、平成23年度第4次補正予算において、実施期限を平成24年度末まで1年間延長するとともに積み増し（181億円）を行い、平成24年度についても事業を継続することとしたところである。

## (2) 妊婦健康診査の公費負担の状況調査について

平成23年4月現在における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施され、公費負担回数と公費負担額の全国平均はそれぞれ14.01回、94,581円であった。（関連資料1参照）

各自治体におかれては、公費負担の更なる充実が図られるよう、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成24年4月現在の状況調査については、3月中に調査依頼を行う予定であるので、ご協力をお願いしたい。

## (3) その他

妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健診の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。各自治体におかれては、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

【すこやかな妊娠と出産のために】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

【“妊婦健診”を受けましょう】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

また、B型肝炎母子感染防止については、「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について（平成16年4月27日雇児母発第0427001号厚生労

働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)」等によりお願いしているところであるが、引き続き各医療機関において適切な対応が行われるよう指導等をお願いしたい。

## 2. 母子健康手帳の改正について

平成24年度の母子健康手帳の様式については、平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、平成23年9月から3回にわたり「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ省令事項及び任意記載事項の様式改正を行ったところである。(関連資料2参照)

(検討会報告書の内容)

- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性に鑑み、母子健康手帳の名称は変更しない。
- 省令様式の分量が増加する場合は、任意様式の簡略化を行うが、最低限に必要な知識は引き続き情報提供する。
- 妊産婦の意識の変化、妊婦健康診査の充実等を受け、妊娠経過の記載欄を拡充し、自由に記入できる欄を増やす。
- 胆道閉鎖症等、生後1ヶ月前後の児の便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、カラーカードを母子健康手帳と一体的に利用できるようにする。
- 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児体重曲線を改訂する。
- 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意記載欄を増やすなど充実を図る。
- 母子健康手帳以外の情報提供のあり方、健康診査等のデータの管理や活用等の課題について今後さらに検討する。

(省令様式改正の内容)

- 妊娠経過の記載欄について、近年のハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する意識や状況の変化及び妊産婦健康診査の充実を受け、下記のとおり改正
  - ・ 妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記
  - ・ 妊婦健康診査の記録欄の増加
  - ・ 妊産婦等の自由記載欄の増加

- 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に変更
- 胆道閉鎖症等、生後1か月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を提供
- 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂 等

(任意様式改正の内容)

- 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式となるよう、任意記載欄の拡充・変更
- その他所要の改正

母子健康手帳は、健康と成長の記録であり、また、この記録を参考として保健指導や健康診査が行われるなど、母子保健対策を進めていく上で重要な意義を持つものであることから、その効果的な活用については特にご配慮をお願いします。

### 3. HTLV-1母子感染対策の推進について

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1特命チームが設置され、HTLV-1母子感染予防対策として、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定された。

これを受け平成22年10月6日付けで、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査を標準的な検査項目に加え、公費負担の対象とし、平成23年度からは、母子保健医療対策等総合支援事業の「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部として「HTLV-1母子感染対策事業」を新設し、都道府県において「HTLV-1母子感染対策協議会」を設置するとともに、医師、助産師、市区町村職員等に対しての研修及び妊婦等への普及啓発を実施している。

各都道府県におかれては、HTLV-1母子感染対策について引き続き積極的な取組をお願いします。取組の推進状況については、厚生労働省に設置されたHTLV-1対策推進協議会に報告を行うこととしている。

なお、平成23年度厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代

育成基盤研究事業「HTLV-1母子感染予防に関する研究：HTLV-1抗体陽性妊婦からの出生児のコホート研究（研究代表者：昭和大学教授 板橋家頭夫）」において、全国のHTLV-1抗体陽性妊婦からの出生児をフォローするため、都道府県レベルの中核病院等の体制を検討している。今後、各都道府県のHTLV-1母子感染対策協議会の体制整備にも関連するため、承知願いたい。（関連資料3参照）

#### 4. 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

子どもを生き育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦に対する支援は、子ども・子育て施策の一環としても重要である。

このため、高額な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、体外受精、顕微授精を対象に特定不妊治療費助成事業を実施し、夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成してきたところである。

平成23年度からは、従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までの助成対象となっていたものを、初年度は年3回まで対象を拡大（通算5年、通算10回を超えない）し、制度の利用の促進を図っている。

また、不妊症の要因は様々あるが、その要因や治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深めるための「普及啓発事業」も併せて実施していただくよう、各都道府県等におかれては、積極的な取組をお願いする。

なお、実施医療機関の指定については、平成21年5月に「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を改正し、「医療法施行規則に定められている安全確保のための体制確保」や「実施責任者の責務」などを明記したところであるので、引き続き各都道府県等におかれては、実施医療機関の指定や再審査に当たって留意願いたい。

#### 5. 習慣流産等（いわゆる不育症）に対する支援について

流産を2回以上繰り返す習慣流産など、いわゆる「不育症」については、平成20～22年度に、厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「不育症治療に関する再評価と新たな治療

法の開発に関する研究」(研究代表者：齋藤 滋 富山大学教授)において、その多く(約64.3%)は偶発的流産で、特別な治療を行わなくても次回妊娠予後は良好であるが、一部に凝固異常や夫婦の染色体異常などのリスク因子が認められることがあり、そのため、流産や死産を繰り返す苦しみなどの相談に対応するとともに、正確な情報を提供することが必要であると報告されている。

これらの報告を踏まえ、平成24年度予算(案)において、不妊専門相談センターに不育症に悩む者に対する専門の相談員を配置するとともに、不育症の知識や不育症に関して相談できる連絡先を記載したリーフレットを作成し普及啓発を図ることとしており、各都道府県におかれては、積極的な取組をお願いする。(関連資料4参照)

## 6. 子どもの心の診療ネットワーク事業について

厚生労働省においては、平成17年3月より「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの医師の養成方法について、有識者等による検討を行い、平成19年3月に報告書を取りまとめ、平成20年度より3か年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とした地域の医療機関、保健福祉機関等と連携した支援体制づくりのため、「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を実施してきたところである。

この取組について助言・評価を行うために設置された「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」の最終報告(平成23年6月)においては、子どもの心の問題への医学的対応の更なる充実が求められており、地域の子どもの心の診療体制を早急に全国的に構築する必要があることや、子どもの心の診療に専門的に携わる医師等の育成が求められることから、心の診療拠点病院の役割の一つとして専門的医師等の育成の推進をしていくことなどが取りまとめられたところである。

平成23年度からは、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として本格的に実施しているところであり、引き続き本事業を利用して、各都道府県における子どもの心の診療体制構築に努めるよう積極的な取組をお願いする。

## 7. 児童虐待防止医療ネットワーク事業について

子どもの虐待の相談件数は年々増加しており、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多い。しかし、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況である。このため、平成24年度予算（案）において、都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーター（虐待の専門的知識を有するメディカルソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、

- ① 地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言
- ② 地域の医療機関の医師等を対象に虐待対応ができる体制整備のための教育研修
- ③ 虐待専門コーディネーターを中心として、拠点病院内に虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、虐待対応体制の整備等を図る 等実施することとしている。

各都道府県におかれては、本事業を活用して、地域の虐待対応体制の充実に積極的に取り組んでいただきたい。（関連資料5参照）

## 8. 妊娠期から育児期に係る支援体制の充実について

### （1）妊娠について悩む者が相談しやすい体制の整備等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会によりとりまとめられた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第7次報告）」においても第6次報告に引き続き、日齢0日の虐待死は0歳児の死亡事例の中で最も多い傾向を維持しており、妊娠期・周産期の問題として望まない妊娠、母子健康手帳の未発行や妊婦健診の未受診などの割合が高い結果となっている。0日・0か月児の死亡事例の分析により、特に10代を中心とする未婚初産婦については、妊娠や出産に関する知識に乏しい上、相談相手がいないという特徴を持つことから、望まない妊娠について相談できる機関の周知や体制の充実、知識を得る機会の促進に努めるよう提言されている。

このような死亡事例の防止のためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ支援につなげることが必要であり、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めていただいているところであり、引き続き、この取組の徹底をお願いしたい。



特に妊娠に悩む者に対する相談体制については、母子保健事業を通じた相談支援や女性健康支援センターにおける相談事業が行われているところであるが、これらの窓口の存在について周知を図るため、地域の実情に合わせて各種の媒体により広く情報提供する他、妊娠前から妊娠に関する性と健康に関する知識の普及啓発を図り、引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

## **(2) 乳幼児健診の未受診者の受診勧奨について**

第7次報告においても、乳幼児健診の未受診は、児童虐待のリスク要因のひとつとして挙げられている。母親等による乳幼児健診の未受診や訪問指導の拒否を子ども虐待の発生リスク要因の一つと捉え、これらを把握した際には児童福祉担当部署等に連絡し、連携して子どもの安全確認を徹底するとともに、家庭訪問等により引き続き乳幼児健診未受診者の受診勧奨等に努められたい。

## **9. 「健やか親子21」について**

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、医療・保健・福祉・労働・教育・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成24年1月現在で84団体が参加している。

【「健やか親子21」公式ホームページ】

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

### **(1) 健やか親子21全国大会について**

平成23年度の全国大会は、「支えよう小さな命とその家族～みんな笑顔で楽しい子育て～」をテーマに福井県で開催された。

平成24年度は、平成24年10月31日（水）～11月2日（金）に、群馬県（ベイシア文化ホール）において開催される予定である。

### **(2) マタニティマークについて**

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性

と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度から、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行ったり、マタニティマークの趣旨を普及啓発したりできるよう、地方財政上の措置を行っている。

平成23年8月に各都道府県・政令市・特別区を通じ調査したところ、啓発の取組を実施している自治体が1,075、妊産婦個人用グッズを配付している自治体が1,461であった。しかしながら、未だ国民への周知が十分でないとの指摘もされている。国においても啓発に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進をお願いしたい。(関連資料6参照)

【マタニティマークについて】

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/maternity\\_mark.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/maternity_mark.html)

## 10. 小児慢性特定疾患治療研究事業について

### (1) 医療意見書の登録管理について

小児慢性特定疾患治療研究事業の登録管理については、「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」(平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「小児慢性特定疾患治療研究事業に係る登録管理の実施及び報告について」(平成10年10月9日児母第69号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)に基づき、都道府県知事等は厚生労働大臣に対し、医療意見書の内容等を毎年翌年度の6月30日までに報告することとなっている。

本報告により得られた情報に基づく登録管理は、小児慢性特定疾患に関する研究の推進を図る重要なものとなっているため、引き続き、適切な登録管理及び報告についてお願いしたい。

### (2) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業について

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業について、平成22年度の各市区町村における実施状況は、全国の市区町村中39.0%の実施に止まっているところ。(関連資料8参照)

平成23年度からは「パルスオキシメーター」及び「ネブライザー(吸入器)」を対象品目に追加したところであり、都道府県におかれては、小児慢性特定疾患治療研究事業のリーフレットを活用する等、小児慢性

特定疾患治療研究事業の受給者及び実施していない市町村への周知をお願いしたい。また、市町村におかれては、地域のニーズ等を勘案し、積極的に実施することをお願いしたい。

【小児慢性特定疾患治療研究事業の概要】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken05/index.html>

## 11. 基礎自治体への権限移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」が公布され、母子保健法（昭和40年法律第141号）の第18条の低体重児の届出、第19条の未熟児の訪問指導及び第20条の養育医療については、平成25年4月1日から全ての市町村に移譲されることになり、また、平成23年12月に母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）について所用の改正を行ったところ。

各都道府県におかれては、指定都市等、現在実施している市区を除く市町村への移譲の準備をお願いするとともに、移譲される市町村への周知も併せてお願いする。また、移譲後の事務に当たっても、母子保健法第8条の都道府県の援助等の規定を踏まえ、市町村に対しての援助等をお願いしたい。（関連資料10参照）



[母子保健課：関連資料]



雇児母発 1 2 2 0 第 1 号  
平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

各〔 都道府県  
政 令 市  
特 別 区 〕 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

妊婦健康診査にかかる公費負担については、地方財政措置がなされるとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金により実施されているところであり、平成 2 1 年 2 月 2 7 日雇児母発第 0 2 2 7 0 0 1 号本職通知「妊婦健康診査の実施について」において、受診回数について 1 4 回程度行われることが望ましいと考えられることから、その標準的な健診項目等について示したところである。

今般、平成 2 3 年 4 月における取組状況を把握するため、妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところ、その結果が別添の通り取りまとまったので送付する。

都道府県におかれては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、上記通知で示した公費負担の回数や内容を踏まえ、一層の公費負担の充実を図られるよう、当該趣旨について貴管内市区町村への周知徹底をお願いします。

なお、岩手県、宮城県、福島県内の 1 2 8 市町村については、東日本大震災の影響により調査対象外としたことを申し添える。

(別添)

○妊婦健康診査の公費負担の状況について(平成23年4月1日現在(岩手県、宮城県、福島県は除く。))

1. 公費負担回数の全国平均(都道府県別の状況は別紙のとおり)

全国平均 14.01回(全市区町村で14回以上助成)

(注)公費負担回数が無制限の13市町村を除く1,606市区町村について集計。

[平成22年4月時点 14.04回(1,736市区町村)]

2. 妊婦の居住地以外の病院、診療所、助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担について

	<市区町村数>
①受診した施設と契約	123(7.6%)
②償還払いで対応	417(25.8%)
③受診した施設と契約及び償還払いを併用して対応	1,076(66.5%)
④公費負担なし	0(0.0%)
⑤その他の方法で対応	7(0.4%)

※⑤については、4市区町村が①と重複あり。

3. 助産所における公費負担の有無について

	<市区町村数>
[公費負担あり]	1,619(100.0%)
[公費負担なし]	0(0.0%)

4. 妊婦に対する受診券の交付方法について

	<市区町村数>
[受診券方式]	1,286(79.4%)
[補助券方式等]	333(20.6%)



5. 妊婦1人あたりの公費負担の内容において、受診券方式で公費負担している

1286市区町村のうち、国で例示する標準的な検査項目について

	<市区町村数>
①全ての項目を実施	792 (61.6%)
②血液検査の一部を実施していない	366 (28.5%)
③超音波検査(4回)を実施していない	283 (22.0%)
④子宮頸がん検診を実施していない	258 (20.1%)
⑤B群溶血性レンサ球菌検査を実施していない	89 (6.9%)
⑥HTLV-1抗体検査を実施していない	0 (0.0%)
⑦性器クラミジア検査を実施していない	110 (8.6%)
⑧国が例示する検査項目以外の検査項目 (例えばノンストレステスト等)を実施	446 (34.7%)

6. 妊婦1人あたりの公費負担額の状況について

全国平均 94,581円 (平均額は公費負担額が明示されていない3町村を除く)

	<市区町村数>
①120,000円～	14 (0.9%)
②110,000円～119,999円	193 (11.9%)
③100,000円～109,999円	272 (16.8%)
④90,000円～99,999円	756 (46.7%)
⑤80,000円～89,999円	202 (12.5%)
⑥70,000円～79,999円	88 (5.4%)
⑦60,000円～69,999円	25 (1.5%)
⑧50,000円～59,999円	44 (2.7%)
⑨40,000円～49,999円	19 (1.2%)
⑩30,000円～39,999円	3 (0.2%)
⑪公費負担額が明示されていない	3 (0.2%)

## 母子健康手帳の改正について

### 改正の趣旨

平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ省令事項及び任意記載事項の様式改正を行った。

### 改正の内容

【省令様式】 ※平成23年12月28日母子保健法施行規則の一部を改正

- 1 妊娠経過の記載欄について、近年のハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する意識や状況の変化及び妊産婦健康診査の充実を受け下記のとおり改正
  - (1) 妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記
  - (2) 妊婦健康診査の記録欄の増加
  - (3) 妊産婦等の自由記載欄の増加

- 2 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に変更
- 3 胆道閉鎖症等、生後1か月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を提供
- 4 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂

【任意様式】 ※平成24年1月13日任意様式の一部改正

- 1 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式となるよう、任意記載欄の拡充・変更
- 2 その他所要の改正

### スケジュール

○平成23年11月 4日 検討会報告書公表

○平成23年12月28日 母子保健法施行規則の一部改正



○平成24年4月1日 改正省令様式の施行

事務連絡

平成23年7月8日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{政令市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$  母子保健担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

## HTLV-1 母子感染対策の推進について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

HTLV-1 母子感染対策については、平成22年12月に取りまとめられた「HTLV-1 総合対策」等を受け、妊婦健診における HTLV-1 抗体検査の公費助成、適切な保健指導等を実施する体制整備等を進めて頂いているところです。

このたび、厚生労働省においては、総合対策に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、厚生労働省健康局長の主催により「HTLV-1 対策推進協議会」を開催いたしました。資料については厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001hye8.html>) に掲載しております。また、ご提出頂いた母子保健医療対策等総合支援事業の計画の都道府県等別の内訳は、別添のとおりですので、ご参照下さい。なお、HTLV-1母子感染対策協議会の設置に際し、既存の周産期医療協議会等を活用される場合には、適宜、必要な関係者を加えて頂きますようお願いいたします。

最後に、平成23年度厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「HTLV-1母子感染予防に関する研究：HTLV-1抗体陽性妊婦からの出生児のコホート研究（研究代表者：昭和大学教授 板橋家頭夫）」において、全国のHTLV-1抗体陽性妊婦からの出生児をフォローするため、都道府県レベルの中核病院等の体制を検討しています。今後、各都道府県等のHTLV-1母子感染対策協議会の体制整備にも関連しますので、ご承知置き頂きますようお願いいたします。

## 習慣流産等（いわゆる不妊症）に対する支援

流産は妊娠の10～20%に起こるが、その大半は胎児の染色体異常による偶発的流産とされている。2回以上の流産、死産を繰り返す、いわゆる「不妊症」の場合も、その多く(約64.3%)は偶発的流産で、特別な治療を行わなくても次回妊娠予後は良好であるが、一部に凝固異常や夫婦の染色体異常などのリスク因子が認められることがある。そのため、流産や死産を繰り返す苦しみなどの相談に対応するとともに、正確な情報を提供することが必要とされている。

### ○平成24年度予算案での対応(不妊症相談体制と普及啓発の充実)

◆不妊専門相談センターに不妊症に悩む者に対する専門の相談員を配置するとともに、不妊症の知識や不妊症に関して相談できる連絡先を記載したリーフレットを作成し普及啓発を図る。

(参考1) 不妊症相談対応マニュアル（仮称）の作成

・不妊症の多くは、偶然染色体異常を繰り返した原因不明で、相談対応が重要とされていることから、平成23年度厚生労働科学研究において、「不妊症相談対応マニュアル（仮称）」を作成予定。

(参考2) ヘパリンカルシウム製剤の在宅自己注射の保険適用について

- ・血栓症塞栓症の治療及び予防のために用いるヘパリンカルシウム製剤の、在宅自己注射は、平成23年12月28日厚生労働省告示483号により平成24年1月1日から保険適用とされた。
- ・関係学会より、「ヘパリン在宅自己注射療法の適応と指針」を公表

([http://www.jsognh.jp/common/files/society/demanding\\_paper\\_07.pdf](http://www.jsognh.jp/common/files/society/demanding_paper_07.pdf))

事務連絡  
平成24年1月4日

各都道府県  
政令市  
特別区  
母子保健担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

### 習慣流産等（いわゆる不育症）の相談支援の充実について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

流産を2回以上繰り返す習慣流産など、いわゆる不育症については、平成20～22年度に、厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「不育症治療に関する再評価と新たな治療法の開発に関する研究」（研究代表者：斎藤 滋 富山大学教授）において、その大半（約64.3%）を占める原因不明例は偶発的流産で、特別な治療を行わなくても次回妊娠予後は良好であることから、正確な情報提供と相談支援が重要とされています。

これらの結果を踏まえ、厚生労働省平成24年度予算案において、各都道府県・指定都市・中核市に設置された不妊専門相談センターにおける習慣流産等不育症の相談対応を図るとともに、平成23年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「地域における周産期医療システムの充実と医療資源の適正配置に関する研究」（研究代表者：海野 信也 北里大学教授）において、習慣流産等不育症の相談対応のマニュアルを作成することとしております。研究班のマニュアルが出来ましたら、情報提供させていただきます。

なお、血栓症塞栓症の治療及び予防のために用いるヘパリンカルシウム製剤は、在宅自己注射についても、平成23年12月28日厚生労働省告示第483号により、平成24年1月1日から保険適応とされています。

関係学会より、「ヘパリン在宅自己注射療法の適応と指針」が公表されていますので ([http://www.jsognh.jp/common/files/society/demanding\\_paper\\_07.pdf](http://www.jsognh.jp/common/files/society/demanding_paper_07.pdf)) をご参照下さい。

# 児童虐待防止医療ネットワーク事業

## 1. 事業目的・内容

### (1) 目的

子どもの虐待の相談件数は年々増加しており、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多い。しかし、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合があり、十分に対応ができていない状況である。このため、地域医療全体で虐待防止体制を整備することが重要である。

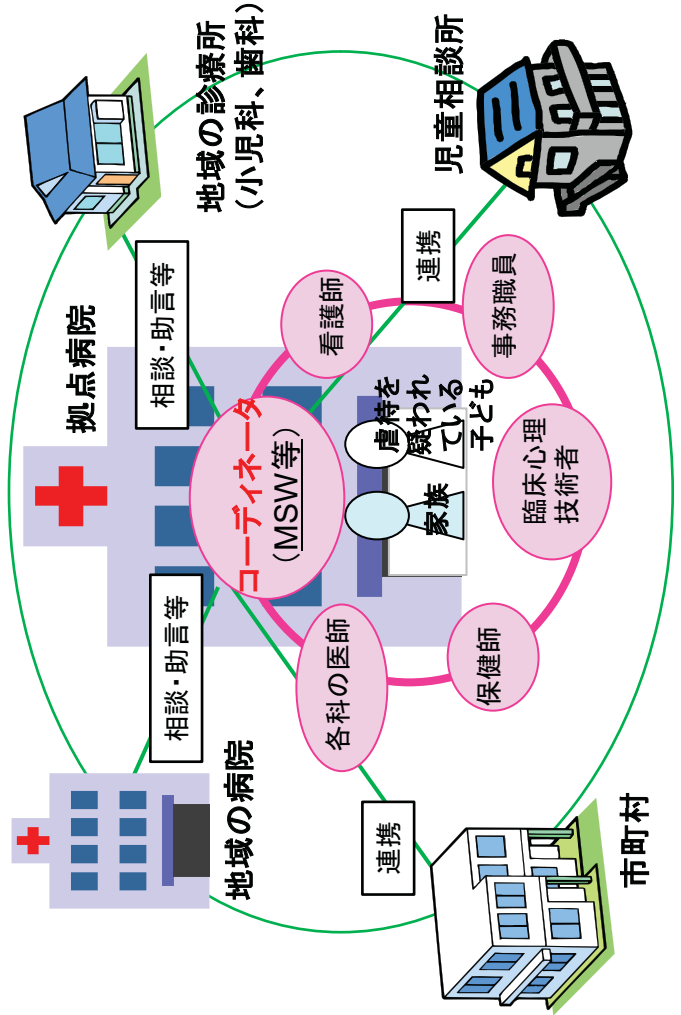
### (2) 内容

都道府県の中核的な小児救急病院等に、虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における虐待対応体制の整備を図る。

2. 実施主体 都道府県

3. 補助率 国1/2(都道府県1/2)

## <児童虐待防止医療ネットワーク事業の体制>



## <虐待専門コーディネーターの具体的な役割>

**拠点病院が行う以下の事業において、窓口となり、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。**

### ①地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等

- ・地域の医療機関で虐待の医学的判断、保護者との接し方等の対応に迷う事例があった場合の相談を受け、留意点等について助言を行う。
- ・救急搬送での対応事例について、地元の医療機関にフィードバックを行う。

### ②地域の医療機関において、虐待対応ができる体制整備のための教育研修

- ・都道府県と協力し、虐待の教育研修を企画・運営し、地域全体の虐待防止対応能力向上を図る。
- ・医学的所見等についての症例検討会を企画し、虐待の早期発見、支援を行う体制を整える。

### ③拠点病院における虐待対応体制を整備

- ・院内虐待対策委員会(仮)を組織し、虐待対応マニュアルを作成する。
- ・委員会を開催し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、虐待対応の整備を図る。

## マタニティマークについて

### 1. 趣旨

21 世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子 21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子 21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成 18 年 3 月に発表した。

#### ○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

### 2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/maternity\\_mark.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/maternity_mark.html)



### 3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの人に広く周知するとともに、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行えるよう、地方財政上の措置を行っているところである。都道府県、市町村においても、マタニティマークの周知、普及に向けた協力をお願いしている。

# マタニティマークに関する取組の状況調査結果

平成23年8月末現在

## 1 マタニティマークに関する広報物やグッズの作成・購入状況

マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」に関する一般向けの広報や、妊産婦個人が使用するマタニティマーク入りグッズの配布に関する事業を実施している市区町村数

		平成21年度	平成22年度
一般啓発用	ポスター	1,011	1,075
	リーフレット	579	778
	シール・ステッカー・マグネット	895	1,125
	ホームページへの掲載	246	258
	その他の取組	231	259
	(再掲)上記のうちいずれかの方法で、啓発のための取組を実施している市区町村の実数	1,448	1,508
妊産婦個人用	服や持ち物につけるマーク入りグッズ (キーホルダー・ストラップ・バッジ等)	911	896
	マーク入りシール・ステッカー・マグネット	944	1,167
	その他の取組	121	140
	(再掲)上記のうちいずれかの方法で、妊産婦個人用グッズを配付している市区町村の実数	1,457	1,461
その他		80	84

## 2 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付状況

平成22年度の市区町村の事業として、妊産婦個人用グッズを配付している場合におけるグッズの配付方法別の市区町村数

	母子健康手帳 交付と同時配付	母親・両親学級 で配付	その他の方法	合計
原則として全員	1,305	0	8	1,313
希望者のみ	74	4	11	89
その他	42	10	7	59
合計	1,421	14	26	1,461

## 3 市区町村におけるその他の取組例

- 役所の駐車場にマタニティマークを表示し、妊産婦が優先的に駐車できるスペースの設置
- 広報誌や市民向け健康カレンダー等を用いた普及啓発
- 学生を対象とした思春期講座等でマタニティマークの趣旨を説明

## 4 都道府県における取組例

- 大型店舗や公共の施設に妊婦用駐車スペースの設置を依頼し、当該スペースにマタニティマークを表示
- 連絡用封筒、配布資料、クリアファイルやティッシュ等にマタニティマークを印刷
- 市町村が活用できるように、マタニティマーク入りグッズを市町村に配布
- 電車内でのポスターの掲示やラッピングバスの運行



## 5 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に関する取組状況別の市区町村数

平成22年度において、回答のあった市区町村のうち、「1\_作成・購入して配付」は39.3%、「2\_以前に作成・購入した在庫を配付中」は4.7%、「3\_団体等からゆずりうけたグッズを活用」は43%、「4\_その他の取組」を実施している市区町村は3.1%であり、合計すると、妊産婦個人用グッズを何らかの方法で配付している市区町村は90.1%(1,461か所)になる。

都道府県名	回答市区町村数	平成22年度 (最も当てはまるものを1つ回答。重複回答なし。)							
		グッズの配布実績				グッズの配布がない理由			
		1_作成・購入して配付	2_以前に作成・購入した在庫を配付	3_団体等からゆずりうけたグッズを活用	4_その他の取組	5_必要だが財政的に困難	6_活用場が少なく要望もない	7_グッズなしでも妊産婦にやさしい環境である	8_その他の理由
北海道	179	48	9	91	6	7	16	0	2
青森県	40	9	3	13	2	5	6	2	0
岩手県※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県※	1	-	-	1	-	-	-	-	-
秋田県	25	5	0	15	0	0	3	2	0
山形県	35	10	3	18	1	3	0	0	0
福島県※	2	2	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	44	27	0	15	1	1	0	0	0
栃木県	27	15	1	9	0	1	1	0	0
群馬県	35	18	1	13	3	0	0	0	0
埼玉県	64	48	4	9	3	0	0	0	0
千葉県	54	26	1	25	2	0	0	0	0
東京都	62	34	1	14	3	4	1	1	4
神奈川県	33	23	0	8	2	0	0	0	0
新潟県	30	13	1	15	1	0	0	0	0
富山県	15	4	0	10	0	1	0	0	0
石川県	19	4	1	14	0	0	0	0	0
福井県	17	7	0	8	0	1	1	0	0
山梨県	27	10	1	9	3	1	1	2	0
長野県	77	19	6	42	0	2	8	0	0
岐阜県	42	23	2	11	1	0	4	0	1
静岡県	35	22	4	8	0	1	0	0	0
愛知県	54	39	1	13	0	0	1	0	0
三重県	29	18	2	7	1	1	0	0	0
滋賀県	19	2	1	13	3	0	0	0	0
京都府	26	13	1	11	1	0	0	0	0
大阪府	43	29	2	9	2	0	0	0	1
兵庫県	41	21	0	19	1	0	0	0	0
奈良県	39	10	1	25	0	2	1	0	0
和歌山県	30	8	4	16	0	0	2	0	0
鳥取県	19	6	0	10	0	1	1	0	1
島根県	21	5	2	12	1	0	1	0	0
岡山県	27	11	2	9	1	1	3	0	0
広島県	23	9	2	11	1	0	0	0	0
山口県	19	8	2	9	0	0	0	0	0
徳島県	24	9	2	6	2	2	3	0	0
香川県	17	11	2	3	1	0	0	0	0
愛媛県	20	9	2	6	0	1	1	0	1
高知県	34	7	1	12	1	5	8	0	0
福岡県	60	18	0	31	3	4	3	0	1
佐賀県	20	6	0	13	1	0	0	0	0
長崎県	21	3	1	16	0	1	0	0	0
熊本県	45	7	3	26	1	4	4	0	0
大分県	18	7	1	8	0	1	1	0	0
宮崎県	26	5	2	17	0	0	1	0	1
鹿児島県	43	5	2	27	1	6	2	0	0
沖縄県	41	4	2	21	1	5	4	2	2
合計	1,622	637	76	698	50	61	77	9	14
		1,461				161			
%	100.0%	39.3%	4.7%	43.0%	3.1%	3.8%	4.7%	0.6%	0.9%
		90.1%				9.9%			

※岩手県、宮城県、福島県については、東日本大震災の影響により調査対象外(回答のあった3市については計上)

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ)

小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況(平成22年度)

資料7

			悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液・免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
北海道	道	道	254	255	37	309	664	79	166	93	71	136	57	2,121
青森県	青	青	171	74	31	190	245	100	74	38	42	37	31	1,033
岩手県	岩	岩	152	86	36	160	312	67	69	57	55	36	30	1,060
宮城県	宮	宮	148	95	69	193	408	46	97	49	27	49	39	1,220
秋田県	秋	秋	120	76	9	88	168	44	33	45	20	12	29	644
山形県	山	山	125	59	13	100	332	29	73	43	39	33	30	876
福島県	福	福	174	112	12	106	360	40	114	43	57	34	29	1,081
茨城県	茨	茨	299	150	25	442	574	76	183	72	85	110	65	2,081
栃木県	栃	栃	204	106	73	293	302	43	113	64	64	113	45	1,420
群馬県	群	群	194	108	18	206	311	37	116	54	40	48	38	1,170
埼玉県	埼	埼	730	415	162	1,032	1,332	188	334	218	222	193	144	4,970
千葉県	千	千	478	372	166	719	948	153	216	148	108	210	96	3,614
東京都	都	都	1,007	629	185	1,528	2,098	251	475	345	269	493	228	7,508
神奈川県	神	神	394	235	31	456	490	78	172	69	71	109	76	2,181
新潟県	新	新	248	146	21	122	340	40	62	46	46	96	50	1,217
富山県	富	富	110	41	37	60	216	15	45	17	15	10	16	582
石川県	石	石	86	29	10	199	220	47	39	25	17	5	20	697
福井県	福	福	111	72	19	88	295	22	56	34	24	36	24	781
山梨県	山	山	76	63	43	41	287	24	48	26	23	31	28	690
長野県	長	長	199	100	26	197	475	38	101	59	86	59	51	1,391
岐阜県	岐	岐	192	110	9	97	416	35	93	51	45	37	41	1,126
静岡県	静	静	295	160	34	262	748	62	112	95	81	68	36	1,953
愛知県	愛	愛	395	258	36	293	977	81	193	120	146	80	100	2,679
三重県	三	三	231	115	52	206	579	45	106	60	81	74	54	1,603
滋賀県	滋	滋	144	75	18	239	368	55	58	49	43	92	33	1,174
京都府	京	京	201	72	60	251	321	46	73	42	51	58	35	1,210
大阪府	大	大	504	406	198	895	1,605	139	267	238	161	318	104	4,835
兵庫県	兵	兵	231	108	28	149	565	58	132	89	68	53	56	1,537
奈良県	和	和	144	95	72	344	468	59	57	40	60	68	25	1,432
和歌山県	和	和	90	47	10	81	169	29	32	36	27	7	12	540
鳥取県	鳥	鳥	94	34	7	68	136	15	37	20	11	27	25	474
島根県	島	島	90	37	7	80	296	24	31	37	25	27	26	680
岡山県	岡	岡	83	55	6	33	293	16	47	24	24	28	23	632
広島県	広	広	184	95	24	208	375	43	62	60	55	55	44	1,205
山口県	山	山	119	77	22	119	514	35	82	37	47	23	23	1,116
徳島県	徳	徳	119	131	7	33	164	27	71	33	36	15	9	645
香川県	香	香	73	28	10	16	191	10	42	21	14	17	14	436
愛媛県	愛	愛	99	43	11	67	302	23	60	39	32	14	28	718
高知県	高	高	46	32	5	55	169	10	25	10	14	7	5	378
福岡県	福	福	306	151	48	147	526	71	133	88	88	37	61	1,656
佐賀県	佐	佐	104	70	24	101	237	27	49	48	40	37	28	765
長門県	長	長	175	146	80	241	375	55	111	68	47	78	38	1,414
熊本県	熊	熊	157	85	21	51	372	26	78	51	27	47	25	940
大分県	大	大	102	78	6	90	194	31	65	38	37	21	28	690
宮崎県	宮	宮	80	90	28	117	273	27	56	38	20	38	17	784
鹿児島県	鹿	鹿	160	120	33	249	456	45	99	47	35	59	32	1,335
沖縄県	沖	沖	206	187	151	381	897	72	94	80	65	78	34	2,245
札幌市	札	札	192	133	33	159	559	47	118	69	63	95	31	1,499
仙台市	仙	仙	156	79	56	213	365	40	69	67	55	62	33	1,195
さいたま市	さい	さい	139	74	29	201	292	38	63	37	30	31	32	966
千葉市	千	千	118	117	33	159	266	33	57	39	29	61	22	934
横濱市	横	横	549	262	66	505	659	138	201	113	146	127	105	2,871
川崎市	川	川	163	94	22	289	290	47	85	34	63	49	57	1,193
新潟市	新	新	60	71	13	133	126	17	34	16	22	14	21	537
静岡市	静	静	103	43	12	43	196	19	52	30	22	52	25	597
浜松市	浜	浜	92	42	17	87	217	22	28	18	28	29	13	593
名古屋市	名	名	94	52	7	65	399	15	56	24	20	34	18	784
京都市	京	京	206	160	32	125	562	45	91	53	92	48	66	1,480
大阪市	大	大	337	151	79	305	676	93	118	95	116	85	66	2,121
堺市	堺	堺	266	214	59	359	657	55	115	131	75	137	50	2,118
神戸市	神	神	136	120	41	259	306	50	56	56	39	88	34	1,185
岡崎市	岡	岡	153	97	39	105	343	47	80	46	57	31	28	1,026
広島市	広	広	91	41	14	64	380	16	46	32	22	49	18	773
北九州市	北	北	259	113	38	308	425	71	67	60	68	124	30	1,563
福岡市	福	福	126	46	9	35	253	26	52	34	35	15	26	657
旭川市	旭	旭	194	123	56	130	360	38	77	67	59	29	42	1,175
函館市	函	函	40	19	8	35	87	10	31	20	10	36	8	304
青森市	青	青	21	24	3	8	67	8	15	6	6	5	5	168
盛岡市	盛	盛	44	18	7	71	68	31	25	11	11	12	4	302
秋田市	秋	秋	44	33	13	48	83	26	15	16	21	14	7	320
那覇市	那	那	65	48	8	43	109	18	20	18	18	5	19	371
いわて市	わ	わ	53	23	3	52	75	8	25	12	20	22	9	302
宇都宮市	宇	宇	58	22	0	39	176	16	22	14	18	8	9	382
前橋市	前	前	69	37	23	97	107	19	32	15	12	36	13	460
川崎市	川	川	39	26	3	56	78	13	21	10	17	13	6	282
船橋市	船	船	41	26	5	46	84	6	13	8	8	10	6	253
柏市	柏	柏	68	49	37	113	176	9	37	39	20	35	10	593
横須賀市	横	横	44	28	11	75	84	25	19	14	7	16	13	336
相模原市	相	相	41	17	4	50	84	11	32	11	9	13	6	278
富山県	富	富	58	33	20	34	141	15	27	11	9	6	6	363
金沢市	金	金	45	28	7	126	91	20	24	24	13	9	9	395
長岡市	長	長	47	29	9	47	108	7	25	16	14	48	5	355
岐阜市	岐	岐	45	27	1	24	151	15	21	12	15	8	11	330
岐阜市	岐	岐	64	36	5	41	104	9	21	16	17	10	14	337
豊橋市	豊	豊	49	28	2	24	76	3	18	13	13	6	8	240
岡崎市	岡	岡	31	23	1	32	80	5	26	21	10	6	8	243
大高市	大	大	36	24	9	54	112	18	26	12	15	18	11	335
高松市	高	高	34	23	19	55	151	15	15	12	13	24	6	367
姫路市	姫	姫	66	47	12	64	106	13	25	31	17	25	6	412
西宮市	西	西	57	33	4	39	85	9	23	14	19	9	14	314
西宮市	西	西	47	26	14	47	115	9	19	23	24	27	6	349
西宮市	西	西	43	18	15	24	137	13	21	11	9	13	5	309
和歌山県	和	和	35	56	21	107	163	18	13	22	19	18	8	480
和歌山県	和	和	40	24	6	44	122	8	22	14	8	5	15	308
倉敷市	倉	倉	59	28	8	60	173	18	37	22	15	41	11	472
福山市	福	福	53	33	8	118	214	19	24	24	18	44	13	588
高松市	高	高	30	20	3	17	83	7	23	11	1	4	5	204
高松市	高	高	50	37	3	18	186	10	17	19	18	12	12	382
高松市	高	高	55	25	7	63	198	16	36	23	23	13	7	466
高松市	高	高	45	35	2	43	167	7	21	7	18	8	4	357
久米市	久	久	38	12	2	20	78	8	18	17	12	6	5	216
長岡市	長	長	46	27	22	73	187	8	27	14	12	12	8	436
熊本市	熊	熊	115	45	26	43	287	27	42	33	25	33	14	690
大宮市	大	大	71	45	10	67	139	17	40	16	40	15	12	472
鹿嶋市	鹿	鹿	57	65	13	72	214	5	22	19	20	33	9	529
鹿嶋市	鹿	鹿	84	46	8	170	254	29	49	13	25	14	12	704
合計			15,365	9,403	3,067	17,205	34,894	3,998	7,305	4,789	4,421	5,185	3,158	108,790

※平成22年度小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金事業実績報告による

## 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施状況(平成22年度)

都道府県	市区町村数(①)	本事業を実施している市町村数(②)
北海道	179	23
青森県	40	21
岩手県	34	18
宮城県	35	35
秋田県	25	9
山形県	35	7
福島県	59	5
茨城県	44	9
栃木県	27	13
群馬県	35	3
埼玉県	64	40
千葉県	54	11
東京都	62	17
神奈川県	33	16
新潟県	30	7
富山県	15	3
石川県	19	4
福井県	17	1
山梨県	27	11
長野県	77	5
岐阜県	42	10
静岡県	35	22
愛知県	57	33
三重県	29	14
滋賀県	19	13
京都府	26	14
大阪府	43	37
兵庫県	41	31
奈良県	39	22
和歌山県	30	9
鳥取県	19	7
島根県	21	13
岡山県	27	17
広島県	23	12
山口県	19	19
徳島県	24	13
香川県	17	8
愛媛県	20	9
高知県	34	4
福岡県	60	30
佐賀県	20	9
長崎県	21	11
熊本県	45	7
大分県	18	12
宮崎県	26	10
鹿児島県	43	18
沖縄県	41	20
合計	1,750	682
実施率 ②/①	39.0%	

※1 雇用均等・児童家庭局母子保健課調べによる。

※2 『本事業を実施している市町村』は本事業の予算措置がなされている市町村数をカウントしたものであり、給付実績とは異なる。

## 未熟児養育医療給付実施状況（平成22年度）

(単位 人)

都道府県	1000g	1001g	1501g	1801g	2001g	2301g	2501g	計	中核市	1000g	1001g	1501g	1801g	2001g	2301g	2501g	計
指定都市	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上		特別区	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上	
1 北海道	71	82	114	132	47	18	73	537	67 旭川	7	9	15	17	9	3	11	71
2 青森	35	33	30	55	31	9	12	205	68 函館	9	23	11	7	0	0	1	51
3 岩手	18	39	34	36	21	16	15	179	69 青森	4	14	15	12	11	3	6	65
4 宮城	34	45	53	56	31	9	24	252	70 盛岡	11	12	10	14	8	1	6	62
5 秋田	6	24	23	31	13	10	18	125	71 秋田	5	10	22	12	25	19	21	114
6 山形	25	33	27	28	7	1	1	122	72 郡山	7	13	6	13	10	4	16	69
7 福島	23	36	21	25	37	13	24	179	73 いわき	7	8	9	12	6	5	4	51
8 茨城	73	110	96	91	24	5	12	411	74 宇都宮	16	12	18	22	4	5	5	82
9 栃木	47	65	40	55	27	18	43	295	75 前橋	14	21	10	13	6	6	16	86
10 群馬	39	60	51	41	30	23	89	333	76 川越	5	8	11	15	15	8	38	100
11 埼玉	112	167	231	233	188	81	395	1,407	77 船橋	16	28	23	33	15	5	1	121
12 千葉	91	147	159	172	102	35	20	726	78 柏	6	9	15	22	8	1	0	61
13 東京	93	139	135	138	129	51	212	897	79 横須賀	11	12	13	14	8	4	2	64
14 神奈川	57	122	97	52	65	49	48	490	80 富山	8	16	15	8	3	2	15	67
15 新潟	19	144	41	29	18	8	18	277	81 金沢	18	19	23	17	5	6	23	111
16 富山	15	14	13	26	25	10	14	117	82 長野	8	6	14	20	6	7	18	79
17 石川	22	22	18	15	11	10	42	140	83 岐阜	10	20	17	16	6	1	9	79
18 福井	20	27	48	34	28	9	29	195	84 豊田	14	10	15	11	5	3	7	65
19 山梨	29	33	24	41	9	1	3	140	85 豊橋	9	16	10	29	2	2	1	69
20 長野	49	65	56	77	34	18	58	357	86 岡崎	11	16	13	16	4	1	5	66
21 岐阜	41	46	43	53	22	6	30	241	87 大津	7	8	14	8	4	4	6	51
22 静岡	86	129	87	90	48	24	59	523	88 高槻	12	17	9	10	16	5	29	98
23 愛知	105	142	143	203	55	26	38	712	89 東大阪	6	21	16	24	8	5	21	101
24 三重	44	73	77	39	39	13	31	316	90 姫路	15	26	37	23	9	2	3	115
25 滋賀	21	44	42	60	22	4	19	212	91 西宮	13	19	13	20	12	4	15	96
26 京都	30	29	45	46	26	25	48	249	92 尼崎	16	25	27	28	33	5	20	154
27 大阪	113	166	171	124	125	72	222	993	93 奈良	8	15	16	8	13	4	56	120
28 兵庫	37	78	62	51	18	9	22	277	94 和歌山	10	28	19	14	7	0	7	85
29 奈良	12	34	38	39	27	18	98	266	95 倉敷	18	14	22	26	26	11	39	156
30 和歌山	11	19	16	10	9	7	16	88	96 福山	13	19	23	23	30	9	0	117
31 鳥取	18	13	19	17	3	2	4	76	97 下関	3	11	12	16	4	6	9	61
32 島根	12	17	19	35	12	6	29	130	98 高松	7	20	20	9	11	3	3	73
33 岡山	18	14	20	22	15	3	24	116	99 松山	7	23	33	32	12	2	4	113
34 広島	34	37	24	56	26	17	33	227	100 高知	13	14	12	19	1	0	1	60
35 山口	27	46	55	68	60	29	119	404	101 久留米	4	12	23	21	2	0	0	62
36 徳島	9	18	30	28	3	1	6	95	102 長崎	12	20	18	31	3	1	11	96
37 香川	13	22	12	16	5	5	27	100	103 熊本	25	35	42	33	38	35	59	267
38 愛媛	9	26	37	26	12	0	7	117	104 大分	16	22	26	34	32	25	44	199
39 高知	5	10	16	7	4	0	0	42	105 宮崎	10	17	26	24	8	4	7	96
40 福岡	56	89	122	126	26	4	6	429	106 鹿児島	19	32	29	29	49	22	23	203
41 佐賀	36	39	42	41	3	4	22	187	小計③	430	680	722	755	474	233	562	3,856
42 長崎	36	31	31	50	13	8	27	196	107 小樽	2	6	3	9	4	1	10	35
43 熊本	32	54	51	47	43	17	61	305	108 八王子	9	7	11	13	13	5	39	97
44 大分	27	16	20	30	33	5	35	166	109 藤沢	8	14	17	14	4	2	12	71
45 宮崎	21	30	37	34	20	8	10	160	110 四日市	8	12	15	17	8	3	3	66
46 鹿児島	35	59	52	66	37	21	32	302	111 呉	4	6	12	6	13	5	13	59
47 沖縄	71	86	131	155	54	6	18	521	112 大牟田	2	3	2	9	2	0	1	19
小計①	1,837	2,774	2,753	2,906	1,637	734	2,193	14,834	113 佐世保	12	13	17	14	2	0	7	65
48 札幌	51	50	60	74	52	26	83	396	114 千代田	0	2	0	2	0	0	0	4
49 仙台	48	43	51	58	36	13	20	269	115 中央	0	9	11	9	1	2	2	34
50 さいたま	25	50	54	53	46	27	92	347	116 港	8	13	11	16	5	4	8	65
51 千葉	20	23	38	32	32	3	5	153	117 新宿	7	7	7	10	7	2	14	54
52 横浜	109	165	143	151	123	54	210	955	118 文京	6	3	5	6	4	1	5	30
53 川崎	37	62	64	76	56	38	95	428	119 台東	5	4	11	6	6	1	5	38
54 相模原市	35	46	39	31	33	13	15	212	120 墨田	5	7	9	9	4	4	10	48
55 新潟	15	22	32	28	26	6	10	139	121 江東	16	19	19	21	15	3	13	106
56 静岡	10	28	46	47	15	4	29	179	122 品川	5	16	14	13	15	11	31	105
57 浜松	15	37	33	45	10	3	6	149	123 目黒	3	7	8	10	6	3	10	47
58 名古屋	43	64	77	67	27	6	27	311	124 大田	17	22	19	20	25	11	43	157
59 京都	25	35	52	59	56	30	104	361	125 世田谷	5	1	5	6	3	5	8	33
60 大阪	83	96	78	75	58	28	90	508	126 渋谷	8	11	8	10	2	5	15	59
61 堺	13	38	38	20	27	6	34	176	127 中野	8	11	8	10	2	5	15	59
62 神戸	29	51	46	55	30	10	24	245	128 杉並	8	17	15	16	12	6	23	97
63 岡山	13	18	28	28	15	8	31	141	129 豊島	7	4	5	11	4	3	4	38
64 広島	29	37	41	63	46	15	39	270	130 北	6	12	10	15	7	2	10	62
65 北九州	28	38	38	39	7	2	3	155	131 荒川	1	5	4	8	0	1	10	29
66 福岡	62	65	86	89	22	8	2	334	132 板橋	18	24	26	20	11	7	8	114
小計②	690	968	1,044	1,090	717	300	919	5,728	133 練馬	15	15	17	17	8	2	26	100
総計 ①+②+③+④	3,196	4,799	4,904	5,132	3,052	1,371	4,074	26,528	134 足立	14	35	22	17	11	3	13	115
									135 葛飾	10	16	16	13	7	2	8	72
									136 江戸川	21	27	38	17	11	4	9	127
									小計④	239	377	385	381	224	104	400	2,110

※平成22年度母子保健衛生費国庫負担金事業実績報告による。



# 食育の推進について

(母子保健・児童福祉分野)

## ◆取組の方向性

### 子ども・子育てビジョン

(平成22年1月29日 閣議決定)

○「食育」の普及促進

【参考指標】

食育に関心を持っている国民の割合 90%以上

取組を推進している市町村の

割合 100%

### 第2次食育推進基本計画

(平成23年3月31日食育推進会議決定)

○妊産婦・乳幼児に対する

栄養指導の充実

○「共食」の推進

○保育所等における食育の推進

### 健やか親子21

○「食育」の推進

取組を推進している地方公共団

体の割合 100%

## ◆具体的施策

### 普及啓発等

○自治体における取組

自治体における取組の推進 (次世代育成支援対策交付金)  
妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施

○保育所における取組

「保育所保育指針」の改定(食育についても明記)(平成20年)  
保育所における食育計画づくりガイドの作成・公表(平成19年)

### 基盤整備(ガイドラインの策定等)

○子どもの食に関する支援マニュアル 「楽しく食べる子どもに  
～食からはじまる健やかガイド」の作成・公表(平成16年)

○「保育所における食育に関する指針」の公表(平成16年)

○「乳幼児栄養調査」の実施(平成17年)

○「妊産婦のための食生活指針」の作成・公表(平成18年)

○「授乳・離乳の支援ガイド」の作成・公表(平成19年)

○「日本人の食事摂取基準」の策定・公表(平成21年)  
(妊婦・授乳婦・乳幼児に関する分科会設置)

○「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年)

○「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年)

# 平成22年乳幼児身体発育調査報告書について

## 調査の概要

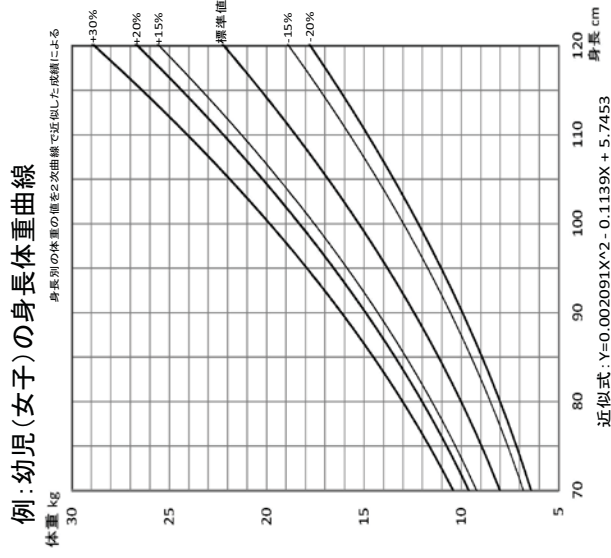
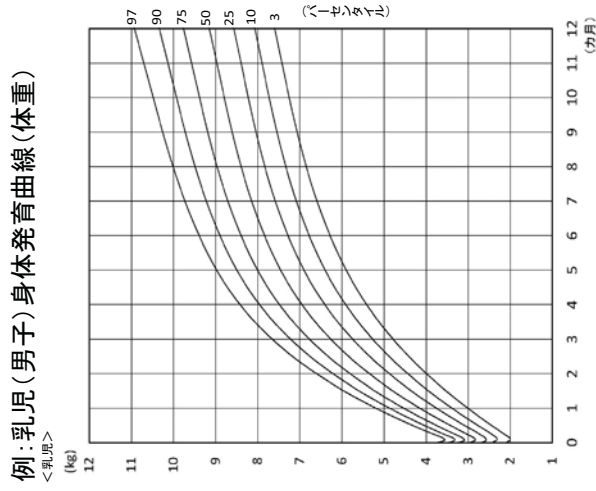
- 目的：全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて乳幼児保健指導の改善に資する
- 調査方法：厚生労働省雇用均等・児童家庭局で企画し、都道府県及び保健所を設置する市に委託
  - ①一般調査：全国の生後14日以上小学校就学前の乳幼児7,652人の生年月日、身長、体重、運動・言語機能、栄養法、母の状況等（原則として乳幼児の一斉健診による集団調査として実施した）
  - ②病院調査：全国の150の産科標準病院で出生し、平成22年9月中にいわゆる1か月健診を受診した乳児4,774人の生年月日、身長、体重、体重、娩出方法、栄養法、母の状況等

## 調査結果の概要

- 乳幼児身体発育値  
乳幼児の年・月齢別の体重及び身長は平成12年の調査に比べて全体的に若干減少していた。
- 乳幼児の運動機能・言語機能通過率  
乳幼児の運動機能・言語通過率については、平成12年の調査に比べてやや遅い傾向が認められた。
- 乳幼児の栄養法について  
母乳栄養の割合は、各月齢で平成12年の調査と比べて増加しており、4～5か月児での母乳栄養の割合は、平成12年は35.9%、平成22年は55.8%であった。
- 妊娠中の喫煙について  
妊娠中の喫煙率は、平成12年の10.0%と比較して平成22年は5.0%に減少していた。
- 妊娠中の飲酒について  
妊娠中の飲酒率は、平成12年の18.1%と比較して平成22年は8.7%に減少していた。

## 調査結果に基づく曲線例

- 身体発育曲線  
調査結果をもとに身体発育評価のためのパーセンタイル曲線を作成
- 身長体重曲線  
調査結果をもとに肥満判定（やせ及び肥満の評価）のために作成



事 務 連 絡  
平成 23 年 1 月 28 日

各〔 都 道 府 県 〕 新生児マス・スクリーニング担当者 殿  
〔 政令指定都市 〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
母子保健課母子保健係

### 先天性代謝異常検査の実施状況等について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、各都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）におけるタンデムマス検査の導入状況を含む先天性代謝異常検査の実施状況等について、別添のとおり取りまとめましたので、情報提供させていただきます。今後の新生児マス・スクリーニングの改善やタンデムマス法の導入に際し、参考にして下さい。

新生児マス・スクリーニング検査を効果的に実施するためには、検査の意義等の周知を図ることに加え、都道府県等と医療機関、検査機関等の連携体制、検査によって疾病であることが判明した児やその保護者に対する保健指導等のきめ細かい対応、検査精度の維持向上を図る精度管理が必要であります。必要な児に小児慢性特定疾患治療研究事業及び代謝異常児特殊ミルク供給事業（事務局：<http://www.boshiaiikukai.jp/milk.html>）の情報提供等の支援が行われるよう、引き続き、医療機関、検査機関等との連携体制の構築に留意をお願いいたします。



## 新生児マス・スクリーニングに関するアンケート調査(集計結果)

### 1. 新生児マス・スクリーニングの実施体制等について

※都道府県・指定都市66自治体の回答を集計

	質問	回答	自治体数	備考
1)	新生児マス・スクリーニング連絡協議会を設置していますか	あり	26	※都道府県、検査委託機関等での設置を含む
		なし	40	※以前設置していた自治体を含む
	※ありの場合、連絡協議会の開催頻度	定期的に開催	22	※年1回～2回
		必要な時にのみ開催	4	
2)	マス・スクリーニングの結果を集計・把握していますか	はい	66	
		いいえ	0	
3)	精密検査を受ける医療機関は決まっていますか	はい	42	※指定はしていない又はその都度決定するものを含む
		いいえ	24	
4)	精密検査の受診状況を把握していますか	はい	58	※検査委託機関で把握を含む
		いいえ	8	
5)	確定診断を受ける医療機関は決まっていますか	はい	27	※指定はしていない又はその都度決定するものを含む
		いいえ	39	
6)	確定診断の状況を把握していますか	はい	49	※検査委託機関で把握を含む
		いいえ	17	
7)	中核となる医療機関や責任医師を決めていますか	はい	27	※決定はしていないが、実態上実施を含む
		いいえ	39	
8)	マス・スクリーニング検査の精度管理を行っていますか	はい	66	※(財)日本公衆衛生協会
		いいえ	0	
9)	検査機関の技術者の講習会参加などを定期的に行っていますか	はい	34	※検査委託機関で実施を含む
		いいえ	32	
10)	スクリーニングで発見された患者の追跡調査を行っていますか(把握していますか)	はい	23	※検査委託機関で把握を含む
		いいえ	43	
11)	タンデムマス法による検査を実施していますか	自治体事業として実施	11	岩手県、神奈川県、兵庫県、鳥取県、島根県、札幌市、横浜市、川崎市、相模原市、京都市、大阪市
		研究事業として実施	17	
		実施を予定している	4	北海道、奈良県、岡山県、神戸市
		現時点では予定はない	18	
		検討中	16	

### 2. タンデムマス検査について(実施又は予定している自治体に質問)

	質問	回答	自治体数	備考
1)	実施地域	全地域(全医療機関)	14	
		一部地域(一部医療機関)	1	
2)	①費用負担の状況(予定も含む)	全額公費負担	15	
		一部公費負担	0	
	②タンデムマス検査導入による公費負担単価の増額	500円～1,000円	—	
3)	①依頼する検査機関(予定も含む)	民間	11	
		公立	2	
		大学	2	
	②タンデムマス機器の状況(予定含む)	ウォータース社	5	
		ABサイックス社	6	
		把握なし、不明等	4	
	③機器購入時の自治体補助の有無	あり	3	
		なし	12	
	④年間検査可能検体数	～30,000件	3	10,000～27,850
		30,000件～100,000件	9	30,000～100,000
		不明・検討中	3	
	⑤自治体の依頼予定数	～30,000件	7	6,000～20,000
		30,000件～100,000件	5	35,000～71,000
		不明・未回答	3	
	⑥他県からの検体受入の可能性	あり	6	北海道、岩手県、奈良県、島根県、岡山県、神戸市
		なし	7	
		不明	2	
	⑦検査機関と自治体の契約形態	単価契約	13	500円～3,150円
		年間契約	—	
		未回答	2	
4)	検査対象疾患(疾患名)	16疾患全部実施	6	
		16疾患以上実施	2	
		16疾患未満	7	

事務連絡

平成24年2月2日

各都道府県 新生児聴覚検査担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
母子保健課

## 新生児聴覚検査の実施状況等について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、各都道府県における新生児聴覚検査の実施状況等について、別添のとおり取りまとめましたので、情報提供させていただきます。今後の新生児聴覚検査の実施に際し、ご活用下さい。

「新生児聴覚検査の実施について」（平成19年1月19日 雇児母発第0129002号）ですすでに通知しているところですが、都道府県及び市区町村は、より多くの医療機関において新生児聴覚検査が実施されるよう推進を図るとともに、検査結果に応じ、適切な療育や指導援助が行われるよう、関係機関との連携体制の整備や普及啓発に努めることが重要です。

今回の調査では、連絡協議会の設置は19自治体に留まることから、改めて、関係医師会（産婦人科、小児科、耳鼻科等）、医療機関、保健所、児童相談所、教育機関、難聴児に対する療育を行う機関・施設等から構成される協議会を開催するなど、関係機関・団体等との連携推進を図っていただくようお願いいたします。

また、新生児聴覚検査の意義や聴覚障害児の能力の発達を促すための早期支援の重要性等の普及啓発に際しては、平成16～18年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施及び早期支援とその評価に関する研究」の「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」\*を適宜、ご活用頂けますようよろしくお願いいたします。

※ <http://www.jaog.or.jp/japanese/jigyو/JYOSEI/shinseiji.html/shi-top.html>

新生児聴覚検査事業に関する調査票(集計結果)

※都道府県の回答を集計(宮城県を除く)

番号	質問項目		回答	自治体数
1	新生児聴覚検査事業に関する手引き・マニュアルを作成していますか		あり	30
			なし	16
2	関係機関の連携等を図るために、連絡協議会を開催していますか		はい	19
			いいえ	27
3	「あり」の場合、連絡協議会の開催頻度		定期的に開催	12
			必要な時にのみ開催	7
4	管内の医療機関における新生児聴覚検査の実施状況を把握していますか		はい	26
			いいえ	20
5	聴覚検査の機器がない医療機関等で生まれた児や初回検査を受けられなかった児が、検査を受けられるよう対策をしていますか		はい	23
			いいえ	23
6	精密検査を受ける医療機関を事前に決めていますか		はい	36
			いいえ	10
7	直近年度(又は年)の管内の医療機関における新生児聴覚検査実施実績について、お聞かせ下さい	聴覚検査を実施している医療機関の割合の把握	している	31
			していない	15
	新生児聴覚検査の実施状況の把握	初回検査の受診状況	している	26
			していない	20
		確認検査の受診状況	している	20
			していない	26
		精密検査の受診状況	している	21
			していない	25
8	精密検査結果で「一側性難聴」又は「両側難聴」と診断された場合の対応についてお聞かせください		あり	31
			なし	15
9	7に示す初回検査の検査費用について、市町村の公費負担の状況を把握していますか		はい	22
			いいえ	24
10	「はい」の場合、市町村ごとの公費負担の状況			
11	医療機関が検査機械を購入する際の費用について、都道府県又は市町村で補助していますか		はい	0
			いいえ	46

## 母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況

平成23年度(国庫補助対象分)

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業					特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠等サポート事業
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関	HTLV-1母子感染対策		
001	北海道	○	○	○	○	旭川医科大学医学部附属病院	○	○	
002	青森県	○		○	○	弘前大学医学部附属病院	○	○	
003	岩手県	○	○	○	○	岩手医科大学附属病院	○	○	
004	宮城県			○	○	東北大学病院	○	○	○
005	秋田県				○	秋田大学医学部附属病院	○	○	○
006	山形県	○	○	○	○	山形大学医学部附属病院	○	○	
007	福島県	○				各保健福祉事務所		○	○
008	茨城県	○			○	茨城県三の丸庁舎、県南生涯学習センター	○	○	○
009	栃木県	○	○	○	○	バルティとちぎ男女共同参画センター	○	○	
010	群馬県				○	(財)群馬県健康づくり財団	○	○	
011	埼玉県	○		○	○	埼玉医科大学総合医療センター		○	
012	千葉県	○	○	○	○	松戸市保健所、印旛保健所、長生保健所、君津保健所	○	○	
013	東京都	○	○	○	○	(社)日本家族計画協会		○	
014	神奈川県	○	○	○	○	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	○	○	
015	新潟県		○	○	○	新潟大学医学部総合病院	○	○	
016	富山県	○	○	○	○	富山県不妊専門相談センター	○	○	○
017	石川県	○		○	○	石川県不妊相談センター		○	○
018	福井県			○				○	
019	山梨県	○	○		○	山梨県JA会館5階	○	○	
020	長野県				○	看護総合センターながの		○	
021	岐阜県			○	○	岐阜保健所、ふれあい福寿会館内		○	
022	静岡県	○	○	○	○	静岡県総合健康センター	○	○	
023	愛知県	○	○	○	○	名古屋大学医学部附属病院	○	○	
024	三重県	○			○	三重県立看護大学	○	○	
025	滋賀県	○	○	○	○	滋賀医科大学附属病院	○	○	
026	京都府	○			○	京都府立医科大学附属病院	○	○	
027	大阪府	○	○		○	ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)		○	○
028	兵庫県		○	○	○	兵庫県立男女共同参画センター		○	
029	奈良県	○	○	○	○	(社)奈良県医師会館内	○	○	
030	和歌山県	○	○		○	岩出保健所、田辺保健所、湯浅保健所	○	○	
031	鳥取県	○	○	○	○	鳥取県立中央病院	○	○	
032	島根県	○		○	○	島根県立中央病院	○	○	
033	岡山県				○	岡山大学病院		○	
034	広島県	○			○	県立広島病院		○	
035	山口県	○	○	○	○	山口県立総合医療センター	○	○	
036	徳島県	○	○	○	○	徳島大学病院		○	○
037	香川県	○	○	○	○	香川県立中央病院研修棟		○	○
038	愛媛県	○	○	○	○	愛媛県心と体の健康センター	○	○	
039	高知県	○		○		各福祉保健所(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多)		○	○
040	福岡県	○	○	○	○	保健福祉環境事務所(宗像・遠賀・嘉穂・鞍手・北筑後)	○	○	
041	佐賀県	○		○	○	佐賀中部保健福祉事務所(専門相談)各保健福祉事務所(一般相談)	○	○	○
042	長崎県	○	○	○	○	各保健所	○	○	
043	熊本県	○	○	○	○	熊本県女性相談センター		○	○
044	大分県				○	大分大学医学部附属病院	○	○	○
045	宮崎県	○	○	○	○	各保健所(中央、都城、延岡)		○	
046	鹿児島県		○		○	鹿児島大学病院(専門相談)各保健所(一般相談)	○	○	○
047	沖縄県	○	○		○	沖縄県不妊専門相談センター	○	○	○
	小計	10	32	25	32	44	32	47	14

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠等サポート事業
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関		
048	札幌市			○	○	札幌市不妊専門相談センター		○
049	仙台市		○	○				○
050	さいたま市	○			○	さいたま市保健所		○
051	千葉市		○	○	○	千葉市保健所		○
052	横浜市				○	横浜市立大学附属市民総合医療センター（専門相談）、各福祉保健センター（一般相談）		○
053	川崎市	○	○	○	○	川崎市ナーシングセンター		○
054	相模原市							○
055	新潟市							○
056	静岡市							○
057	浜松市							○
058	名古屋市		○					○
059	京都市				○	社団法人京都府助産師会館		○
060	大阪市	○						○
061	堺市							○
062	神戸市							○
063	岡山市							○
064	広島市	○	○					○
065	北九州市				○	小倉北区役所		○
066	福岡市		○	○	○	博多区保健福祉センター（専門相談）		○
067	旭川市							○
068	函館市							○
069	青森市	○			○	青森市保健所（元気プラザ内）		○
070	盛岡市		○	○				○
071	秋田市							○
072	郡山市							○
073	いわき市	○						○
074	宇都宮市							○
075	前橋市							○
076	高崎市							○
077	川越市			○	○	埼玉医科大学総合医療センター		○
078	船橋市			○				○
079	柏市	○						○
080	横須賀市							○
081	富山市							○
082	金沢市	○						○
083	長野市					長野市保健所		○
084	岐阜市							○
085	豊田市							○
086	豊橋市							○
087	岡崎市							○
088	大津市					大津市総合保健センター内		○
089	高槻市							○
090	東大阪市	○						○
091	姫路市							○
092	西宮市		○					○
093	尼崎市							○
094	奈良市	○						○
095	和歌山市					和歌山市保健所		○
096	倉敷市							○
097	福山市							○
098	下関市							○
099	高松市							○
100	松山市	○						○
101	高知市					高知市保健所		○
102	久留米市	○		○				○
103	長崎市	○						○
104	熊本市	○						○
105	大分市							○
106	宮崎市	○						○
107	鹿児島市	○						○
108	小樽市							
109	八王子市							
110	町田市							
111	藤沢市							
112	四日市市							
113	呉市							
114	大牟田市							
115	佐世保市							
116	千代田区							
117	中央区							
118	港区							
119	新宿区							
120	文京区							
121	台東区							
122	墨田区							
123	江東区							
124	品川区							
125	目黒区							
126	大田区							
127	世田谷区							
128	渋谷区							
129	中野区							
130	杉並区							
131	豊島区							
132	北区							
133	荒川区							
134	板橋区							
135	練馬区							
136	足立区							
137	葛飾区							
138	江戸川区							
小計		16	8	9	10		60	
合計	10都府県	32都道府県 16市	25都県 8市	32都県 9市	44都道府県 10市		32都府県 47都道府県 60市	14都府県

## 都道府県別の主な母子保健指標等（平成22年度）

道府県	周産期死亡率 (出産千対) 平成22年		妊産婦死亡率 (出産十萬対) 平成22年		出生率 (人口千対) 平成22年		乳児死亡率 (出生千対) 平成22年		新生児死亡率 (出生千対) 平成22年		人工妊娠中絶件数及び実施率 (女性人口千対) 平成22年				
	‰	順位	件数	‰	‰	順位	‰	順位	‰	順位	件数	‰	20歳未満	‰	順位
1 北海道	4.2	21	2	4.8	7.3	44	2.1	36	1.0	29	10,645	9.3	1,133	9.0	8
2 青森県	4.0	28	-	20.0	7.1	46	2.2	26	1.2	14	2,342	8.8	248	7.5	17
3 岩手県	6.0	2	-	10.0	7.4	42	2.7	6	1.6	3	2,435	9.8	198	6.3	32
4 宮城県	3.8	38	1	-	8.2	26	2.5	17	0.9	34	4,807	9.6	382	6.5	30
5 秋田県	6.5	1	-	-	6.2	47	2.2	26	0.9	34	1,749	9.2	120	5.2	43
6 山形県	4.0	28	-	11.3	7.4	42	2.9	6	1.4	7	1,784	8.3	150	5.5	40
7 福島県	4.6	10	1	12.0	8.0	33	3.0	5	1.2	14	3,739	10.6	358	8.0	10
8 茨城県	4.7	8	-	-	8.2	26	2.5	17	1.5	5	3,457	5.8	304	4.4	46
9 栃木県	3.8	38	1	-	8.3	23	2.1	36	0.9	34	3,372	8.3	315	6.9	22
10 群馬県	4.4	14	1	-	8.1	30	2.2	26	1.1	23	3,203	8.0	320	6.8	23
11 埼玉県	4.2	21	2	8.2	8.4	19	2.2	26	1.0	29	9,982	6.3	1,042	6.0	35
12 千葉県	4.1	26	1	5.7	8.4	19	2.3	24	1.1	23	7,067	5.3	750	5.5	40
13 東京都	3.9	35	3	7.2	8.4	19	2.0	41	0.9	34	26,660	8.5	1,804	6.7	27
14 神奈川県	4.8	7	4	2.5	8.8	10	2.6	14	1.3	9	11,992	5.9	1,141	5.6	39
15 新潟県	4.7	8	-	-	7.7	37	1.7	42	0.7	44	3,604	8.0	318	5.8	37
16 富山県	4.0	28	-	-	7.6	39	3.1	3	1.3	9	1,570	7.5	139	6.0	35
17 石川県	5.6	5	-	-	8.3	23	3.1	3	1.8	2	1,649	7.0	167	6.2	34
18 福井県	2.9	47	-	-	8.6	13	2.2	26	1.2	14	1,198	7.7	91	4.9	45
19 山梨県	4.2	21	-	-	7.8	36	1.1	47	0.3	47	899	5.2	70	3.2	47
20 長野県	3.6	40	1	-	8.1	30	1.5	45	0.8	39	3,370	8.2	324	6.7	27
21 岐阜県	3.8	38	2	-	8.3	23	2.4	20	1.2	14	2,961	7.0	272	5.4	42
22 静岡県	4.2	21	1	-	8.6	13	2.1	36	1.1	23	5,945	7.9	557	6.8	23
23 愛知県	4.0	28	5	2.8	9.6	2	2.2	26	1.1	23	10,592	6.5	1,195	6.8	23
24 三重県	4.4	14	1	-	8.4	19	2.4	20	0.9	34	3,451	9.2	343	8.0	10
25 滋賀県	5.7	4	-	-	9.6	2	2.9	6	1.6	3	2,069	6.8	181	5.2	43
26 京都府	4.6	10	1	-	8.2	26	2.4	20	1.3	9	4,076	7.2	424	6.6	29
27 大阪府	4.0	28	2	3.9	8.6	13	2.1	36	1.0	29	16,008	8.1	1,566	7.7	14
28 兵庫県	3.6	40	3	6.1	8.7	11	2.2	26	0.8	39	7,254	6.0	749	5.7	38
29 奈良県	3.9	35	-	-	7.7	37	2.2	26	0.7	44	1,466	4.9	452	12.7	1
30 和歌山県	4.5	13	-	-	7.6	39	2.1	36	1.3	9	1,476	7.6	155	6.8	23
31 鳥取県	6.0	2	-	-	8.2	26	5.0	1	2.5	1	1,286	11.6	106	7.9	12
32 島根県	4.0	28	-	-	8.1	30	2.3	24	1.2	14	980	7.8	110	7.0	21
33 岡山県	3.5	42	-	5.8	8.7	11	1.7	42	0.8	39	3,655	9.3	331	7.1	20
34 広島県	3.9	35	1	-	9.0	5	2.5	17	1.1	23	5,440	9.3	641	9.7	4
35 山口県	4.0	28	-	16.9	8.0	33	2.7	6	1.5	5	2,176	8.1	233	7.4	18
36 徳島県	4.4	14	-	16.5	7.6	39	2.7	6	1.2	14	1,159	7.8	124	7.2	19
37 香川県	4.4	14	-	11.6	8.5	16	2.6	14	1.2	14	1,729	9.1	158	7.6	15
38 愛媛県	3.4	43	1	-	8.0	33	1.7	42	0.8	39	2,481	9.0	310	9.7	4
39 高知県	3.4	43	-	-	7.2	45	2.7	6	1.1	23	1,486	10.6	174	10.3	3
40 福岡県	4.3	20	-	-	9.3	4	2.2	26	1.2	14	12,258	11.1	1,338	10.6	2
41 佐賀県	4.6	10	-	12.7	9.0	5	2.4	20	1.0	29	1,846	11.0	195	9.1	7
42 長崎県	4.4	14	-	-	8.5	16	3.2	2	1.4	7	2,771	10.1	289	8.3	9
43 熊本県	3.4	43	-	-	9.0	5	2.6	14	1.2	14	4,154	11.6	405	9.2	6
44 大分県	5.1	6	1	-	8.5	16	2.7	6	1.3	9	2,251	9.8	214	7.8	13
45 宮崎県	3.0	46	2	19.0	9.0	5	1.4	46	0.4	46	1,917	8.8	176	6.5	30
46 鹿児島県	4.4	14	1	6.4	8.9	9	2.2	26	1.0	29	3,691	11.1	323	7.6	15
47 沖縄県	4.1	26	1	5.7	12.3	1	2.7	8	0.8	39	2,563	8.2	255	6.3	32
全国	4.2	21	45	4.1	8.5		2.3		1.1		212,665	7.9	20,650	7.0	

注：1）周産期死亡率、妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率は人口動態統計による。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}}$$

2）人工妊娠中絶件数及び実施率は保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）による。